

## 第17回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成17年 3月19日(土) 13:30～17:00

●【開催場所】 西牟婁振興局 4F 大会議室

●【出席者】 委員13名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、小野正治、緒方順子、  
柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、森口佳樹、  
山本甫、寄本勝美 (敬称略)

県：松尾泰成循環型社会推進課処理計画推進室長 他2名

事務局：真砂稔事務局長、川端清司事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長他2名

●【傍聴者】 なし

●【報道関係】 2社

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意

(委員長)

本日は3連休の初日で何かとお忙しい中、委員会に出席を頂きありがとうございます。

本委員会も2年間に亘り、廃棄物の適正処理について検討してまいりましたが、今日が最終となりました。委員の皆様には、本当に熱心な議論を頂いたことに、お礼を申し上げます。今日検討して頂き最終まとめたものを、協議会に対し答申したいと思っています。

前回検討し、まとめたものは、既に皆様方のお手元に配布していますが、これを答申案として、3月3日から11日までの間、住民の方々から意見募集を行いました。また、3月4日は田辺市で、3月8日には新宮市において、住民説明会を行いました。

意見募集で頂いた貴重な意見を踏まえながら、答申の取りまとめを行いたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

それから、本日は最終の委員会でもありますので、協議会会長の脇中田辺市長さんが、後程お見えになります。

それでは、前回の議事録の確認をします。何か修正点等ありませんか。

(委員)

私の発言の部分ですが、5ページの真ん中あたりに「注意することの1つ目は、断層の東南東から」とありますが、「東北東」ですので訂正をお願いします。

(委員長)

今の部分の修正をお願いします。

他にどうですか。なければ前回の議事録の承認をお願いします。

まず、報告事項ですが、意見募集の実施及び住民説明会の開催状況と世界遺産条例について、一括して報告を受けたいと思います。

(事務局)

「紀南地域にふさわしい最終処分場」の用地選定について(答申案)に係る意見募集の実施と住民説明会の開催状況について報告いたします。

意見募集につきましては、3月3日から3月11日までの9日間行いました。

対象事項は、「選定された候補地群について」と「用地絞り込みの際の留意事項について」

です。

答申案の配布及び閲覧場所は、委員会事務局や各市町村の廃棄物担当課、商工会議所、商工会、県庁循環型社会推進課、御坊・田辺・新宮の各保健所及び古座支所で、また協議会のホームページによる閲覧を行いました。

募集期間中、県外の方を含む4名の方から意見を頂きました。ここで、皆様への確認ですが、今日は資料1の追加資料として配布していますように、募集締め切り後に3名の方から意見の提出がありました。せっかくの意見ですので、同様に扱いたいと考えています。

次に住民説明会の開催状況については、3月4日に田辺市の青少年研修センターで午後2時と午後7時の2回行いました。参加者は、昼の部が14名、夜の部は参加者がいませんでした。質問は、特にありませんでした。

新宮市では、3月8日に新宮商工会議所で同じように午後2時と午後7時の昼夜2回開催しました。参加者は、昼が4名、夜も4名でした。昼の説明会では、候補地個票について「留意事項として何も書かれてないものは、何も問題がない場所なのか」という質問がありましたが、今後絞り込みの段階で詳細調査を行う必要があり、今の時点で留意事項がないから必ずしも適地であるということではない、と説明を行っております。

夜の説明会では、事業に伴う負担金や中間処理施設についての質問がありました。中間処理施設に関する質問では、用地を絞り込む際の留意事項において、中間処理施設など関連施設の整備も視野に入れた用地選定の必要性を、評価基準の項目にしていることを説明しております。

次に広報等についてですが、2月16日から2月28日にかけて、協議会のホームページで事前告知を行いました。特に今回、田辺・新宮エリアの地方新聞4紙に広告を掲載しております。また、3月7日から11日の間、前回同様に白浜町周辺が受信エリアとなっているFMラジオでも1日に3回の放送を行いました。

また、前回の意見募集の際に、意見を頂いた方々や地域内の5農業協同組合と15森林組合にも、意見募集と住民説明会の開催案内を送付しております。

次は、和歌山県世界遺産条例(案)に関する報告事項です。

まず、この条例の目的として「世界遺産の価値を将来の世代へ確実に引き継ぎ、世界の人々の心の豊かさの向上に寄与します。」とされており、基本理念は「世界遺産は、人類のかけがえのない多様な価値を有する財産として守られ、適切に活用されつつ、将来の世代に良好な状態で引き継がれていかなければなりません。」となっております。この基本理念の考え方は、検討委員会と同じ考え方で検討されてきたものと認識しています。

今回の条例案は、我々が行ってきた1次スクリーニング項目の「国・県により開発等が規制されている区域」のような指定がされていないので、選考基準を再考する必要はないものと考えています。以上、報告を終わります。

(委員長)

報告について、何か質問等ありますか。条例の検討委員会の委員の方もいらっしゃいますので、何かお気付きのことが、あればどうぞ。

この条例案は、議会を通過したのですか。

(委員)

報告については、何もありませんが、条例は昨日通過したと思います。

(事務局)

昨日の県議会本会議において通過しましたので、今回の委員会には、案ということで提示

させて頂きました。

(副委員長)

世界遺産という表現は、非常に抽象的です。精神的なという言い方も出来るし、文化的なという言い方も出来ます。

我々の基本理念は「100年経っても」ですが、世界遺産の理念は「1000年以上」と思えるので、注意する必要があります。我々が思っている以上に、深い部分があるのかな、と考えます。今後どうやって1000年以上続けていくのかどうか、具体的に何をするのも併せて考える必要があります。精神的に忘れてはいけないことと、自戒を込めて思っています。

(委員長)

他になければ、3番目の報告に移ります。

行政の具体的な取り組み及び新事業主体の概要について、報告をお願いします。

(事務局)

まず、新事業主体についてですが、県・市町村・産業界からの代表で構成する「事業主体設立準備会議」を設置し協議を行ってきました。当初、第3セクターによる営利法人の株式会社を検討していましたが、住民の方のイメージ・税制上の優遇・廃棄物の減量資源化の取り組み・派遣職員の身分などを考慮した上で、県・市町村・産業界が出捐し、公益法人としての財団法人を設立することになりました。名称は「紀南環境整備公社」を考えています。

このことを3月28日に開催する協議会の全体会議に報告するとともに、今年の7月の法人設立を目指し準備を進めています。

法人の基本財産である出捐金を負担する団体は、御坊地域が大阪湾フェニックス計画の対象地域に指定されたことから、田辺地域と新宮地域の全市町村及び商工会議所・商工会と県になります。ですから御坊地域の市町村と産業界は、新事業主体には参画しません。

事業主体の組織については、現在の協議会の組織を継承する形で、御坊地域の役員を除き、全体会議のメンバーを理事にし、理事会を設けてこれを議決機関とします。理事会には役員として、理事長・副理事長・監事を置きます。理事以外の出捐団体の代表者は、評議員に就任し、評議員会を設けて必要に応じ財団の運営を審議したり、助言を行います。

事務局は、県と市町村からの派遣職員があたり、用地の絞り込み作業や施設整備計画、参画団体との調整、廃棄物の減量化や資源化の推進・啓発などのソフト施策、各種会議の開催を行います。

用地の絞り込み作業においては、専門家・学識経験者、これに住民の方が参加する委員会なども組織して進めて行きたいと考えています。

事務所の所在地としては、西牟婁総合庁舎内を予定しています。

各出捐団体との間には、各市町村の廃棄物担当課長や商工会議所・商工会の事務局レベルの調整会議も設置します。

財団法人の設立は7月の予定ですので、4月からは西牟婁総合庁舎内に準備室を開設し、その準備に掛かります。

それから、先程の住民説明会について、新聞広告や地方紙などに記事として掲載されてはいましたが、結果のとおり参加された住民の方々が大変少なく、反省するとともに委員さん方には大変申し訳なく思っています。今後は、各市町村広報紙への掲載依頼、各種催事での出前講座的なことも行い、より多くの住民の方に理解して頂くよう努めていきたいと思っています。

次に昨年の答申が、行政の施策にどのように反映されているかについて、報告します。田

辺市では、合併後に家庭ごみの搬入を有料化することや、みなべ町でも来年度から有料指定袋制度の導入のために、予算や条例を町議会へ提案しています。

串本町では、最終処分場の延命化のために発泡スチロールの分別回収を始めました。

また、最も分別の遅れていた日置川町・すさみ町では、昨年1月より有料指定袋制を導入し、8分別収集を行っています。

この他、白浜町では現在行っている事業者に対する生ごみ処理機導入への支援策の継続や、新規に有害廃棄物の充電器の分別回収、生木のリサイクルの取り組みを始めました。

合併前の南部町では実施していませんでしたが、南部川村で行っていた家庭の生ごみ処理機の購入に対する補助施策を合併後のみなべ町で続けて行うなど、各市町村とも様々な取り組みを行っています。

ごみ処理が無料という町村が多かった東牟婁地域においても、担当課長会によって有料化に向けた検討がされています。

今後、前回の答申にもある発生・排出抑制、資源化品目の統一、ごみ処理の有料化などに向けて、合併後の新市町がさらなる取り組みを進めるとともに、新事業主体としても情報発信や啓発を行い、ごみ減量推進会議や第三者機関の設置の検討を始めたいと考えています。

(委員長)

新しい事業主体の考え方など、今の件に関して、如何ですか。ないようでしたら、議題に移りたいと思います。

冒頭にも申し上げましたが、答申について最終的なまとめを行いたいと思います。住民説明会の参加者が少なかったということもありますが、答申案について意見を頂いていますので、それを踏まえながらまとめをしたいと考えています。

事務局から、寄せられた意見とそれに対する考え方について説明をお願いします。

(事務局)

資料ですが、先日お送りした資料1と、締め切り後に意見の追加がありましたので、今日はそれを資料1-1(追加分)としてお手元に配布しています。

最初は62才の環境カウンセラーの方の意見です。この方は県外の方で、前回は意見を頂きました。

用地絞り込みの際の留意事項について、(1)降雨量が少ないこと、(2)地下水量が少ないこと、(3)下流の利水状況、(4)処理施設が集中しているかどうか、(5)影響を受ける住民がどれくらいいるか、という意見です。

考え方としては、これらの意見は委員会としても同じ考えであり「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込んでいます。

その他として、(1)収集運搬距離に公平さが保たれているか、(2)15年後の閉鎖時にキャッピングを考える、(3)処分場の周囲はどこからでも見えるように設計する、目隠しはいけない、(4)処分場周辺施設への投資は出来るだけ抑える、処分場本体よりも、周辺関連施設への多額の投資が見受けられるが、これは避けた方が良いのではという意見です。

考え方としては、(1)(3)(4)については「用地絞り込みの際の留意事項」に盛り込んでいます。(2)については、処分場の管理に関する具体的な提案ですので、今後事業主体が検討する際に、参考とするように伝えます。

次の方は、55才の地方公務員の方です。

選定された候補地群について、候補地NO.23-1、中辺路町温川・高原についての意見です。このエリアの中に谷があり、この谷水を飲料水や農業用水として利用している住民がい

ます、という意見です。

考え方として、利水状況については、委員会でも留意する必要があるとしていて、用地絞り込みの候補地の評価の際には、十分留意されるものと考えています。また、指摘事項については、個票に「その他の情報」として付記したいと思います。

3番目の方は、41才の団体職員の方です。

選定された候補地群については、選定基準を満たしたものであるが、適地であると判断されたものでもないので、特に意見はないということです。

用地絞り込みの際の留意事項については、地域住民としては、環境に対する配慮を最も重要視したい、また、産業界が当初より希望していた中間処理施設の併設を視野に入れた絞り込みを是非検討して頂きたい、という意見です。

考え方として、各候補地の評価に際して、どの評価項目を重要視するかについては、次年度以降の検討課題と考えています。また、中間処理施設の併設に関しては、それらを含む事業用地の拡張性を留意事項として盛り込んでいます。

4番目の方は、58才の会社員の方です。

選定された候補地群について、52カ所はあまりにも多すぎるため、もう少し絞り込んだ方が良かったのではないか、という意見です。

考え方ですが、候補地群は一定数の候補地を探そうとして得られたものではなく、選定基準に基づいて処分場の建設が不相当と考えられる区域を地域全域から除外した結果得られたもので、今後は各候補地を様々な項目で評価し、総合的に最も適している候補地を選定していくこととなります。

用地絞り込みの際の留意事項については、5カ所まで絞り込みを行った段階で、公表する前に全地権者に経緯説明と候補地であることを知らせることが必要だと考えます、という意見です。

考え方は、各候補地の評価の際には現地調査などが必要であり、このため立入許可を得なければならないことから、当然地権者の方には事前に説明をさせて頂くこととなります。

続いて、追加意見の分です。資料1-1です。5番目の方は、33才の会社員の方です。

選定された候補地群については、地下水脈の流れの調査、風の影響はどうか、という意見です。

これらについても、委員会で議論を行いました。考え方は、留意事項の「地形・地質・地下水調査」、「環境影響調査」に盛り込まれています。

用地絞り込みの際の留意事項については、処分場までの距離、道路状況の考慮、処分量の多い市町村に絞り込めば良い、という意見です。

考え方としては、留意事項として盛り込んでいます。

その他として、処分量が増えると考えて最終処分場を少し大きめに設定するのが良いのでは、という意見です。

考え方は、最終処分量については、平成16年の委員会答申にも掲げたように、発生・排出抑制や資源化・減量化の取り組みを徹底することにより、減少するものと考えています。

6番目の方は、34才の会社員の方です。

選定された候補地群については、世界遺産に影響のない用地選定、人口の多い市町村にすべき、という意見です。

用地絞り込みの際の留意事項については、地盤が岩盤、粘土質であること、道路交通の便が良く周辺住民に迷惑が掛からないこと、川や海など周辺環境に悪影響を及ぼさないこと、

風の方向により、埃、灰、有害物質の運ばれる距離、という意見です。

考え方は、これらについても委員会で検討した事項であり、留意事項に盛り込んでいます。

その他として、リサイクルの徹底を行う、埋立てごみの有毒ガスや可燃ガスの対策、施設の維持コスト、という意見です。

考え方として、資源化・減量化の取り組みについては、委員会としても平成16年の答申を県・市町村・産業界が尊重し、進められるべきものと考えていること、「埋立てごみのガス対策」は、処分場の運営に関する提案のため、事業主体が検討する際に参考にするように伝えること、「施設の維持コスト」については、留意事項として盛り込まれていること、と考えています。

続いて7番目の41才の会社員の方です。

選定された候補地群については、答申案により防災、自然保護、鳥獣保護、文化財保護などあらゆる面で検討がされていて、候補地群としては適切であるという意見です。

用地絞り込みの際の留意事項については、第1段階、第2段階の絞り込みを十分に行い、安易に決定することなく、可能な限り地域住民との対話を第3、第4と進めていくぐらいの慎重さが必要である、という意見です。

考え方は、これらの趣旨は留意事項に盛り込まれていて、情報公開の徹底、住民意見の反映を基本姿勢とした慎重な絞り込みがされるものと考えています。

その他として、紀南地域は広域となるため、距離的にどこから搬送しても均等となるような地点が望ましい。全てをクリアするのは難しいが、検討に検討を重ね、私たちの郷土をより良くするために、住民全員が関心を持ち、進めることが重要である。新聞、ニュース等での広報活動の方もよろしく願います、との意見です。

考え方は、意見の趣旨については、留意事項として盛り込まれています。

以上のように7人の方から意見を頂きました。事務局としては、答申そのものを見直さなければならない意見はない、と考えています。

続いて資料2、答申書の見直した部分を説明します。

最初のページ、委員長挨拶の部分です。委員長、副委員長と協議をしてまとめています。

次に、委員会の開催状況等のページで、第2回意見募集と住民説明会、それと第17回検討委員会の項目を追加しています。

また、別冊の候補地個票28ページ、候補地NO.23-1中辺路町温川・高原です。その他の情報として「エリア内を流れる谷水は、飲料水及び農業用水として利用されている。」ということを加筆しました。見直した部分は、以上です。

(委員長)

先程説明のあった7人の方の意見について、答申そのものを見直す必要はない、ということですが、何かありませんか。

(委員)

3番目の方の意見に対する考え方の中で「中間処理施設の併設も含めた事業用地・・・」とありますが、中間処理施設というのはどこまで、出来る可能性があるのかどうか。答申の本文でも、文章の表現について考える必要があるのではないかと思います。

(委員長)

答申の18ページ、社会条件の「事業用地の拡張性」との整合性ですね。

(事務局)

この方の中間処理施設の考え方は、産業界が希望するということなので、溶融炉のことだ

と思います。産業界としては、以前から溶融炉の建設を要望していました。

協議会の基本的な考え方として、中間処理施設については、産業界や市町村間での協議事項としています。この場合は、中間処理施設というよりも、付帯施設という表現の方が合うのかなと考えています。

ただし、中間処理施設に困窮している地域が、最終処分場の候補地として選定された場合には、中間処理施設との併設も考えられます。

(委員長)

意見募集に対する考え方と、答申本文の両方の表現を変えらるということですか。中間処理施設等にするのでしたか。

(事務局)

中間処理施設等にしたいと考えています。

(副委員長)

今の考え方は、意見に対して、意見を受け入れる方向でやります、ということです。

ただし、付帯施設に変えるということは、意見には賛同出来かねるということです。ですから、回答の方向が基本的に異なるのではないかという気がします。

(事務局)

この方の意見は、産業界からの要望である中間処理施設、つまり溶融炉の整備を希望された意見です。副委員長のご指摘のように意見への回答と、留意事項の評価基準の項目とは異ってきますので、文章表現も違ってくるものと思います。

基本的に中間処理施設については、各々産業界や市町村で考えますが、併設が可能な土地を考慮することも必要という、意見を頂いています。ですから、溶融炉などの中間処理施設の整備は、協議会として考えていませんが、広い場所や土地を探すことは、事業主体として必要であると考えています。

答申の留意事項としては、中間処理施設の併設可能な土地を探しますが、意見への考え方としては、溶融炉など中間処理施設の整備は考えていませんので、表現をどうするか迷っています。

(委員)

意見に対する考え方を書き変えるのと、答申について我々が留意事項として書くことをこれから考えていけばどうでしょう。

(委員)

表現を変えらるということですが、処分場の場合の付帯施設というのは、一般的に還元施設のようなものが想定されます。

中間処理施設の整備は行わないが、例えば最終処分場に埋める廃棄物の前処理施設とか、安定化施設というのは別途考えるということであれば、そういった施設を整備するならする、しないのであればしない、と明確に表現すれば良いと思います。

中間処理施設は、一般的に言って付帯施設とは言えませんから、もう少し表現をきちっとすべきだと思います。

(委員長)

今の意見に対して、事務局はどうですか。付帯施設とせずに、もう少し絞り込んだ明確な用語で表現すべきである、という意見です。

(事務局)

付帯施設という表現は、漠然としていますので、表現を変えたいと思います。

(委員長)

寄せられた意見は、それぞれが貴重な意見であって、今までこの委員会で検討した考え方と基本的に一致しています。

なお、2番目の方の意見は具体的な情報ですので、個別情報として配慮することにします。

これからいよいよ答申について、検討したいと思います。答申の「はじめに」の部分ですが、訂正箇所について副委員長から提案があります。

(副委員長)

事前に確認したはずだったのですが、少し気になる箇所がありましたので、提案します。

1点目は、上から5行目の「今年度は・・」で始まる文章です。始まりが「今年度は」なので「・・2項目について検討を行い、本答申を取りまとめた。」を「検討を行った。」で切りたいと思います。「本答申を取りまとめた。」は、もっと後に入れるべきと考えます。

2点目は、次の文章で「基準の策定に当たっては、・・広く県民等から意見を募集し・・」とあるのを「広く県民等からも意見を募集した。」で切って「それをもとに策定した基準に基づいて」というのを「その上で」に修正して頂きたいと思います。

3点目は、「この候補地群と留意事項については、・・・広く意見を募った。」とあります。確かに広く意見を募ったのですが、意見が少なかったので「広く」を削除し、「意見を募った。」ではなく「意見を募り、本答申を取りまとめた。」という文章に変えて頂きたいと思います。

(委員長)

副委員長から提案のあったように、修正したいと思います。

(委員)

もう1点、最後の文章ですが「100年経っても美しい紀南の実現を目指して取り組まれることを期待する。」の部分を「取り組まれたい。」とか「取り組むべきである。」という表現の方が良いように思います。あえて言えば、「取り組まれたい。」の方が良いです。

(委員長)

今、協議会の脇中会長がお見えになりましたので、議論は一時中断したいと思います。

公務大変お忙しい中、わざわざ脇中会長がお越しになりましたので、一言ご挨拶を受けたいと思います。

(脇中協議会会長)

紀南地域廃棄物処理促進協議会の会長を仰せつかっています、田辺市長の脇中です。

会議の途中に申し訳ございませんが、予定では今日の会議が最終ということですので、大変ぶしつけではございますが、中に割り込ませて頂き、一言皆様方にお礼をと思い、出席させて頂きました。

本委員会は、協議会の諮問機関として平成15年に設立して頂き、皆様方には2年間にわたり廃棄物の適正処理について検討を頂いてまいりました。その間、大変お忙しいにも関わらず、橋本委員長をはじめ皆様方には、田辺市や御坊市、また新宮市まで足を運んで頂き、熱心に議論をして頂いたことに、心から感謝を申し上げます。

その結果、昨年3月には地域の住民、事業者、行政が廃棄物にどのように対処すべきか、について「紀南地域に係る廃棄物の適正処理方針」の答申を頂きました。答申では、具体策の1つとして最終処分場の確保が必要との見解をお示し頂くとともに、住民が信頼出来る事業主体が、情報公開の徹底と住民意見を反映し、住民が安心出来る最終処分場の確保を目指すことの指摘も頂きました。

協議会では、これを受けて本年度、紀南地域にふさわしい最終処分場の用地選定について、委員会に諮問させて頂き、検討して頂いたところです。

新しい事業主体についても、協議会で検討し、県・市町村・産業界による財団法人の設立を考えています。

近々最終答申を提出されることと伺っていますが、本日の委員会では更にご意見を出し合ってくださいよう、お願い申し上げるところです。協議会としましても、頂いた答申を十分尊重し、合併後の新市町村における廃棄物行政に反映出来るように、努めてまいりたいと考えていますので、皆様方には、これからもそれぞれの立場でご指導、ご支援を頂きますようお願い申し上げます。

皆様方にはこの2年間、誠にありがとうございました。橋本委員長さんには、皆様方の意見調整のまとめ役として、大変なお骨折りを頂いたことにも、重ねてお礼を申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご活躍を祈念しますとともに、紀南地域の廃棄物の適正処理について、公私それぞれお立場は違うにしても、ご意見とご指導を賜りますよう、お願いいたしまして、誠に粗辞ではありますが、お礼の言葉とさせていただきます。本当にご苦労様でした。

(委員長)

ご丁寧なお言葉、どうもありがとうございました。

脇中会長さんには、次の公務がありますので、退席されます。

(脇中協議会会長)

すみませんが、退席させていただきます。今後とも、よろしくようお願い申し上げます。

(委員長)

それでは再開します。

先程、答申書の「はじめに」について意見が出されましたが、それぞれ貴重な意見です。意見のあったように、修正します。

(委員)

「100年経っても・・・」の「100年」を「1000年」に変えないのですか。

(委員長)

「100年」を基本理念として、検討してきていますので、変えるのはどうかな、と思います。1000年くらいという高い志を持って、まず、1歩の「100年」と位置付けたい考えています。

(委員)

先程、副委員長の意見のこともありますが「100年経っても」という言葉自体、カメラのフィルムのCMのキャッチフレーズを連想しました。ですから、これに代わる言葉としてふさわしいかどうかですが、永遠にとか、未来永劫とかに変えると世界遺産のことも生きて来ますし、他の委員さんで良い表現があれば、と思います。

(委員)

先祖からの借り物、それを後世に伝えるという考え方があります。ですから、100年と言わず、未来永劫的な表現はどうかの意見には、賛成しますので、そういった表現を付け加えれば良いと思います。

(委員)

気持ちとしては、当然だと思いますが、前回の答申との整合性もあるので「100年経っても」という表現で良いと思います。

(委員長)

それでは、未来永劫、後世に伝えたい、という意見から「100年経っても」の前に、そういった内容の表現、次の時代に美しい紀南を継承していくとか、そんな精神、皆様の思いを反映させるような語句を付け加えたいと思いますが、どうですか。

(委員)

何か良い言葉があれば付け加えれば良いですが、なければこのままで良いと思います。

(委員長)

どうですか。良い言葉があれば付け加えたいのですが。

もしなければ、思いは共有することにして、今までの流れもあることから「100年経っても美しい紀南」という表現を活かしていくということにしますが、先程の意見のように、100年で終わりではない、ということです。

次のページからの名簿や開催状況、検討内容等については、特に誤字や修正箇所があれば、ご指摘下さい。

(副委員長)

住民説明会の開催状況の所ですが、田辺会場の夜の部に、参加者がいなかったということですので、実際に説明はされていない、ということになりませんか。説明文を読んでいないのなら、はずした方が良いでしょう。

(委員)

しかし、説明する場所を設定しています。はずすとなれば、何故田辺では、昼だけの開催なのか、ということになりませんか。

(委員長)

一応、残すことにしましょう。

目次の所では、何かないですか。それでは、本文に入ります。

候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示です。まず、1ページの候補地選定の考え方からです。特に修正する箇所はないでしょうか。

(委員)

「財団法人を想定している」となっていますが、今日現在でも想定しているのでしょうか。

(事務局)

まだ協議会の全体会議で承認されていないので、想定しているにしています。

(委員)

3ページの四角で囲まれた部分で「確保できる谷を探す。」「チェックする。」とかありますが、これは過去のことなので「・・・した。」という表現の方が良いのではないですか。

(委員長)

「・・・以下のように候補地群を抽出した。」という説明文との整合性からも、過去形の表現の方が良いと思います。

確認します。1の地図上での候補地群の抽出では「容量を確保できる谷を探した。」、2の個別の候補地の照会では「除外すべきものをチェックした。」、3の候補地群の確定では「候補地群から除いた。」になります。

それから、2の部分の 印の所では「チェックする項目は」というのを「チェック項目」に修正します。

(委員)

1ページの基本仕様の中で「埋立容量:50万 $m^3$ 」と体積で示し、その次の「年間埋立廃棄物量:2.80万t」と重さで表わしていますので、分かり易く整理した方が良いと思います。例えば全部体積で表わして、比重が1や1.5にすれば何tになるとか、整理した方が住民の皆さんにも、分かり易いと思います。

(委員)

一般には、そういった表示をするものなのですか。

(委員)

私は、体積が妥当だと思えますが。

(副委員長)

ここでの表現は、廃棄物量等については「重さt単位」、最終処分場の容量という意味では「 $m^3$ 単位」を使うのが通常だと考えますので、私はおかしくないと思います。

ただし、「年間埋立廃棄物量:2.80万t」と「埋立覆土量:8.40万 $m^3$ 」の0は要らないと思います。また、埋立容量を計算すると50.4万 $m^3$ となり、50万 $m^3$ ではないので、こちらの方が気になります。ですから「埋立容量:約50万 $m^3$ 」と修正した方が良いと思います。

(委員)

副委員長の言われることは、そのとおりだと思います。しかし、埋立容量として50万 $m^3$ を出しています。それに対する埋立物の量を重さのt単位にしています。それから、覆土量については $m^3$ という容量で表示しています。これは、住民の方が分かる資料ということなので、表示を統一して分かり易いものにした方が良いと思います。別に間違いではありませんが、嵩で表示して中身を重さで表わし、また嵩で表わしています。

埋立面積は、haで表示しています。これは良いと思います。

容量が50万 $m^3$ あって、もし年間埋立量が5万 $m^3$ であれば、10年間使えるとすぐに分かりますが、埋立量がtであれば、計算しにくいと思います。気になるのは、そのこの所です。

(委員)

年間埋立廃棄物量2.80万tというのを括弧書きで表わす方法もあります。2.80万 $m^3$ (2.80万t)にするのか、2.80万t(2.80万 $m^3$ )にするかです。

(委員長)

どうですか受け取るイメージとして、一番抵抗なく皆さんに分かってもらえるかだと思います。

(委員)

$m^3$ で統一すべきだと思います。比重1と書いていますが、tというのはいい加減なものです。

(副委員長)

逆です。tが正確です。

意見としては、住民の方が見られた時に、単位が2種類あるから分かりにくいのではないかと、という指摘です。

このままで、容認出来るかどうかということと、もし分かり易くするのであれば、どうするかということですから、中身について議論しても仕方ないと思います。

私は、埋立容量約50万 $m^3$ を想定していることを伝えられれば良いと思います。資料としては、年間埋立廃棄物量や埋立廃棄物量、埋立覆土量については重要な事項でもないもので、このままの単位で文字の大きさを小さくして、表示してはどうかとも思います。埋立容量が約50万 $m^3$ で、その数値の説明のためのものですから。

(委員長)

どうでしょうか。今、副委員長が提案されたように、要は埋立容量が50万m<sup>3</sup>であることを分かって頂くような表示であれば良い、ということですが。

ではそのように修正して表記し直します。

(委員)

今の1ページで気になる所があります。用地面積の部分で、緩衝地帯や付帯施設用地という表現があります。先程も検討しましたが、付帯施設という表現はどうでしょうか。

(委員長)

先程の検討では、付帯施設というよりも前処理施設、安定化施設という具体的に明記することでした。前処理施設、安定化施設とすればイメージ的に分かりますか。

(委員)

簡単にするとしたら「緩衝緑地等を加えた用地」にするかです。

(委員)

ここは付帯施設も併設出来ますよ、といった感覚で表現した方が理解してもらえらると思います。

(委員長)

前処理施設では、ここではなじみ難いということから、このままの表現で良いという意見です。では、ここでは、付帯施設という表現を活かしたいと思います。

続いて、4～6ページの候補地選定基準の1次スクリーニング基準について、字句の修正などどうですか。

7ページの2次スクリーニング基準、8ページの候補地群の抽出基準について、字句の修正等はどうですか。

それでは、9～15ページについていかがですか。

(委員)

14ページですが、上から6行目の「地図情報から得られた注意すべき事項及び照会・・・」とありますが、これは「注意すべき事項や照会・・・」の方が良いと思います。

それから、「個別に留意すべき事項とその他の情報・・・」というのをここは「留意すべき事項及びその他の情報・・・」にした方が良いと思います。

(委員長)

「事項及び照会」を「事項や照会」に、「留意すべき事項とその他の情報」を「留意すべき事項及びその他の情報に」するという意見ですが、その方が適切だと思いますので、修正します。

(副委員長)

事務局への確認ですが、14ページの作業で我々が答申を行う候補地群が、結果的に確定し、52カ所をこの段階で、抽出しています。

3ページに戻り、2番目の四角囲の中、個別候補地の照会を行って、除外すべきものをチェックした結果が、52カ所であったということです。3番目の四角囲、候補地群の確定というのは、実際には一律の距離設定による除外で不十分なものがなく、除いたものがなかったという解釈でよろしいのですか。

つまり、14ページに記載している候補地群の確定で、除外理由があって候補地から除外したものは、3ページの第3段階の候補地群の抽出の部分に記載している、2の個別の候補地の照会の段階で除外したのか、3の候補地群の確定の段階で除外したのか、少しはっきり

しません。私は、2の個別の候補地の照会でチェックした結果、鉄塔があるとか、そういう理由で除外し、52カ所になったと思います。3の一律の距離設定による除外では不十分なものについて、今回除外したものは無い、とっていますが、それでよろしいですか。

そのことは、14ページに記載している部分からは読み取れません。

(委員長)

どうですか、事務的に確認しておきたいという話だと思いますが。

副委員長に確認ですが、経過について明示すべきと言う提案ではないのですね。

(副委員長)

まず、経過を事務局に確認し、明示すべきかどうかは議論しようと思っていますが。

(委員)

1～3ページについて、確認したいことがあります。

具体的に場所を探す際には、谷を探す訳ですね。3ページ「1地図上での候補地群の抽出」で、容量を確保できる谷を探した、という表現がありますが、ここで初めて谷が出てきます。

1ページの基本仕様の所には、埋立面積として、容量を確保出来る谷の面積という記載があります。

谷が選ばれたことをどう表現するかということですが、3ページの所では、容量を確保出来る「谷」よりも「地形」にした方が良いのではないかと思います。建設コストなどを考えると谷を探すことになるのですが、基本仕様との整合性と関連してきます。ですから、「地形」の方が良いのか、このままの方が良いのか、迷っています。

(副委員長)

今の意見は海面埋立まで言われた時に、50万m<sup>3</sup>まで確保出来る空間を探すことになりま  
すから、そんな意味でも最初から谷と決まっている訳ではありません。

しかし、我々が行ってきた作業は、具体的に谷を探して来ました。海と山のどちらが良いか、という議論やどこか平坦地で容量のある場所を探すとかは、最初から想定せずに行って来たことは事実です。最初から谷を探すということで作業を行って、それについて批判があるならば、甘んじて受けなければなりません。

最初から谷を探したのだから、谷を探したという表現が適切だと思います。

(委員)

そうであれば、基本仕様の所に記載する必要があると思います。基本仕様には、容量を確保出来る谷の面積、としか書かれていません。

ですから、もう少し谷を選定したということ、明確に分かり易くする方が良いと思いますが。唯一、何で谷が、ということが書かれているのはこの部分だけです。谷を探すことは問題ないのですが、どうして谷になったのか、と聞かれることもあります。それに対して、我々が考えたことをきちっと書くべきかな、と思います。

(副委員長)

ですから、海面埋立などとの比較検討は、一切行っていません。だから、谷を前提として諮問を受けていますから、何故谷なのかということは、答申の範囲外だと思います。

従ってこの場で、そのことについて議論する必要はないと思います。

(委員)

議論するのではなくて、ここの書き方だけです。

ここでは、容量を確保できる谷の面積、としか書かれていません。谷の地形を利用する、とかの表現があればと思います。

(委員長)

具体的には、どのような表現が良いのですか。

(委員)

基本仕様の基本施設の所で、ここの管理型最終処分場の後に、括弧書きで「谷地形を利用する。」としても良いと思います。

(委員長)

今の提案について、どうでしょうか。谷地形を利用した、という説明書きをするのか、谷を前提に作業を進めて来たので、あえてそのことについては説明する必要はないのでは、ということです。

(委員)

副委員長が言われたように、最終処分場の形態というのは、基本的に我々は触れられない部分です。

常識的に考えて、この地域では谷を探すことになるだろうと思います。私はこのままの方が適当だと思います。

(委員)

候補地のうち、谷以外で平地という場所もあるのではないかと思います。いや地域には一切平地がないというのであれば、それでも良いですが、山と山の間隔が広ければ、谷とも言い難いと思います。

(委員)

各候補地を見ましたが、そういった平地の場所はありませんでした。

(委員)

平地もそうですが、沼地、いわゆる低湿地ですね。そんな場所もないのですか。

(委員)

1カ所だけ山の上の平地と言えば平地の場所がありますが、後は全て谷だと記憶しています。

(委員)

私が言いたいのは、一般的に見て、最初の選定条件として谷が出てきます。そのことが不自然に思えるので、ただ何故谷を選定したのかを認識出来れば良いと思います。

そのことを表現するならば、基本施設の箇所かなと思いました。そのままの表現で、皆さんが認識されていれば、良いと思います。

(委員長)

いろいろ議論がありましたが、最終的には1ページの基本仕様については、あえて修正せずにこのままにする、ということを確認します。

それから、14ページの候補地群の確定についてですが、3ページの作業の手順を副委員長が事務局に確認を求めていましたので、その件について事務局どうですか。

(事務局)

3ページについて、当初想定していたのは、2つの段階を経て候補地を除外することを考えていましたが、実際は2の個別の候補地の照会の段階で除外したものが14カ所あり、3の候補地の確定の段階では、除外すべき候補地がありませんでした。ですから、作業の流れとしては、副委員長の言われるとおりです。

経過を踏まえると、2の個別の候補地の照会の文章は「抽出した候補地群について、市町村に照会し、現地確認を含め、除外すべきものをチェックした結果14カ所を除外した。」と

なり、3の候補地群の確定の文章を「一律の距離設定による除外では不十分なものについて、個別の候補地をチェックした。」にし「必要に応じて候補地群から除いた。」を削除したいと思います。

(委員長)

副委員長の確認から、作業上の事実関係に合わせて、表現を変えるということです。

(副委員長)

1ページのタイトルとして、候補地選定の考え方ということで、我々はこういうことを考えて候補地を選定したのであって、除外した結果を述べる必要はありません。考え方を述べるという原則に立つと「・・・するということで進めました。」になると思います。極端に言えば3ページの四角の中も、始めのように「・・・する。」でいいのですが、それでは読む方が分かりにくいので「・・・した。」にしました。

私の考えでは、1は「谷を探した。」、2は「チェックした。」、3は「個別の候補地をチェックした。」だけを書いた方が良くと思います。

(委員長)

今の意見のように、文章の流れから、14ヵ所を除外したと結果を記載せず、事実関係として認識しておく、ということですから、基本的な考えを示すだけにすることでするすね。

(委員)

3については、候補地群の確定ということから「個別候補地をチェックし、候補地群として確定した。」にすればおかしいですか。

(委員長)

3ページの最終確認をします。

「1地図上での候補地群の抽出」の文章は「谷を探した。」、「2個別の候補地の照会」は「除外すべきものをチェックした。」、「3候補地群の確定」では「個別の候補地をチェックし、候補地群として確定した。」に訂正します。

最終処分場の用地選定について、文章を確認していますが、これに関連して別冊の候補地個票について、何かありますか。また、ご覧になって何かあれば事務局に申し出て下さい。

それでは、17ページ以降の「事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項」を随時確認したいと思います。

(委員)

17ページの5行目ですが「建設用地決定の手順を図7のとおり想定し、その手順の・・・」とありますが、前に「手順」があるので「その手順」を省いても良いと思いますが。

(委員)

手順として図で示し、その手順の第1段階という意味から、そのままの方が分かり易いのではないかと思います。どうでしょう。

(委員長)

読む方に出来るだけ分かり易く、丁寧にということが大事ですから「その手順」を省いても問題ないと思いますので、削除します。

(委員)

17ページの冒頭ですが、1行目に住民感情を逆なでするような表現があると思います。「最も適している候補地・・・」とありますが、最終処分場などの施設は、基本的に歓迎されるものではありません。ですから「最も適している」という表現は、土地を売買しようと考えて

いる人以外は、あまり好まれない表現ですし、反対にあなたの土地は、最終処分場にしか使えませんよ、ということにもなります。地元説明会を行った場合に、地元として一番カチンと来る言葉だと思います。

今までの経験から、あなたの土地が一番最終処分場に向いている、と言われれば皆様方もどう思われますか。いい感じはしないと思います。また、ごみの集積場所の選定の際でも、あなたの土地が一番それに向いていると言われれば、あまりいい気はしないと思います。ですから「最もふさわしい」とか「最も適している」という表現を、やむを得ないという意味からも「妥当」という言葉に変えた方が良くと思います。あくまで、所有者の感情を考慮して、という意味です。

(委員長)

「総合的に最も適している候補地」を「総合的に妥当な候補地」にした方が良くという意見です。

(委員)

基本的に、我々は「妥当な候補地」を探すために、時間を掛けたという気はしませんが、少し後退してしまうように感じるので、「妥当」というよりもっと適切な言葉はないでしょうか。

(委員)

都合の悪い場所は、除外してきた訳ですから矛盾はしないと思います。

(委員)

これまでは、法令などで建設出来ない場所を除外してきました。ですから、ある意味では何処に建設しても構わないと思います。

次は、52ヵ所の中から一番条件の良い場所を探していくことになります。そんな意味では「最も適した」という言葉は、適切な感じはしますが、これから住民合意を得ていく段階で「最も適した」とはどういうことなのか、になります。「難点のない」と言ってもおかしいし、良い表現と言われても難しいですね。

(委員長)

住民感情に配慮する、ということは非常に大事な視点だと思います。そんなことも加味し、今までの経過も踏まえ、適切な場所を選定してもらうためにも、何か良い表現はないですか。

(委員)

「受け入れられ易い」とかは、どうですか。

(委員長)

「妥当な」「難点のない」「受け入れられ易い」と出ていますが。

(委員)

評価とあるので「評点の高い候補地」とか、どうですか。

(委員)

「妥当」という表現は、「妥協」のように私としては思えます。今まで「100年経っても美しい紀南」「紀南地域にふさわしい最終処分場」を目指して1年掛けて議論してきました。その意味からも「最も適した」が良いと思いますが、もし住民の方の感情を配慮するとすれば「各候補地を様々な項目で評価し、最終的に候補地を選ぶ作業となる。」にすれば、おかしいですか。

(委員長)

価値判断をせずに、候補地を選ぶ、ということですね。

(委員)

最終的には候補地ですか、建設用地ですね。

(委員長)

そうですね、候補地ではおかしいです。建設用地ですから「この建設用地の絞り込みは、各候補地を様々な項目で評価し、最終的に建設用地を選ぶ作業となる。」になりますか。

(委員)

建設用地が2回続きます。

(委員長)

建設用地というのは、最初に分かっていますから、用地にしますか。まさに文殊の知恵になりましたが「この建設用地への絞り込みは、各候補地を様々な項目で評価し、最終的に用地を選ぶ作業となる。」これでいいですね。

18、19ページの第1段階の絞り込みにおける留意事項に移ります。

(委員)

18ページの社会条件の「事業用地の拡張性」について、先程の中間処理施設の検討のこともありますので、表現を変える必要があると思います。

19ページの環境条件のところの「文化的景観」で、「文化的景観が損なわれないかを配慮」ではなくて「文化的景観が損なわれないように配慮」の方が分かり易いと思います。

それと「環境負荷」で、運搬車両の走行距離及び台数、ということになっているので、CO<sub>2</sub>は合わないように思います。CO<sub>2</sub>は地球温暖化の関係で、石油を燃やすとかであれば分かるのですが、排気ガスでCO<sub>2</sub>は合わない気がします、どうでしょう。「運搬車両の走行距離及び台数から、排気ガス排出等の影響への配慮」になると思いますが、CO<sub>2</sub>については、「地球温暖化」とか別の項目を設けてはいかがでしょうか。排気ガスとCO<sub>2</sub>が結び付かなくて疑問に思い、皆様方の意見をお聞きしたいのですが。

(委員)

排気ガスとCO<sub>2</sub>は、密接な関係があります。

(委員長)

事業用地の拡張性の項目で、文章について何か良い表現の代案はありませんか。

(委員)

「将来像も考慮し、土地の広さや周辺の利用状況等にも配慮」ではどうでしょうか。将来像では、ぼやけているので、中間処理施設とか前処理施設とかの表現をどうするのか、少し迷っています。

(委員)

本当に拡張するのであれば、関連施設という表現になりませんか。

(副委員長)

これは第1回の意見募集の意見を踏まえて、中間処理施設も併設したらどうか、むしろその場所がリサイクルの拠点になってはどうか、ということも含め付帯施設というよりも、もう少し積極的に中間処理施設も、将来の検討課題にしたらどうか、ということを前提にした項目だと思えます。

応募意見の検討の際に今日の議論の発端になった、産業界が要望する中間処理施設は建設しないかもしれないが、といっても付帯施設ではなく、もう少し前向きな施設を前提とした議論があった上で表現していると思います。

ただし、この段階でどこまで想定するのは、少しはっきりさせる必要があると思います

ので、議論をして明記した方が良いと思います。先程の事務局の答えでは、産業界が望んでいる中間処理施設を建設することは考えていない、ということです。ただし、付帯施設だけを考えているかどうかです。

(事務局)

リサイクル施設やミニエコタウン的な施設も視野に入れていきます。

様々な検討をする中で、溶融炉ということも議論したのは事実です。ですから、漠然と中間処理施設と書いていますが、明確に書く必要があると思っています。

(委員長)

もう少し、中身が具体的に分かる表現に修正するということですね。

(事務局)

皆さんが、中間処理施設ということで誤解を招くのであれば、具体的に例を挙げながら書いた方が良いと思います。

(委員長)

冒頭にも、委員さんから指摘もありましたので、具体的な表現、イメージが沸くような中味で修正して下さい。

それから、文化的景観の「損なわれないか」というのを「損なわれないように」の方が良いので、そのように訂正します。

環境負荷の排気ガスとCO<sub>2</sub>を並列するのは、おかしいのでは、という指摘です。CO<sub>2</sub>を除外するということですか。

(副委員長)

車両が多く通行することによって、沿道に直接的な環境影響が生じるということがあります。従って総量を出来るだけ減らす方法が望ましいという意味です。それが排気ガスということですか。

CO<sub>2</sub>は、ガソリンなど化石燃料を消費することで発生します。化石燃料を消費することと地球温暖化と密接な関係がありますから、トータルで走行距離を減らすことがCO<sub>2</sub>を減らし、地球温暖化防止になるということです。ある地域をたくさん走行することに配慮することと、トータルで走行距離を減らすことで、化石燃料の消費を減らすという2つのことを言っています。もし、そう読み取れないのであれば、表現を修正する必要があります。

(委員)

今の説明で、分かりました。

(委員長)

副委員長の説明で排気ガスとCO<sub>2</sub>について、並記しても問題ないですね。ただ、理解し易いような表現に訂正して欲しいと思います。

(委員)

環境負荷の問題については、この地域はかなり広域なので、中継箇所などを設けることで、車の台数を減らすことが可能です。

申し訳ありませんが、1ページに戻ります。谷について議論されましたが、このイメージ図で谷の処分場のイメージになるのですか。専門の委員さんに指摘して頂いたらと思います。

(委員)

1ページに「協議会が、候補地選定の前提としている最終処分場は、以下のとおりである。」とあります。仕様とイメージ図が、ペアで出ています。

この図では、谷とか山の中というのがわかりますし、実際谷を前提として進めてきました。

協議会の方で出している図でもありますし、先程私が言ったように、容量を確保できる谷の面積、としか書かれていないので、迷って確認をしました。ですから、あえて図を差し替えなくても、これでスタートしていることでもあり、このままでも良いと思いますが。

(委員長)

これについて、特に修正するとか、差し替えるとか、ないですか。

(事務局)

今のご指摘について、13ページに地図上で候補地を抽出する際の基準として、堰堤の高さ30m以下と記載していますが、このイメージ図では堰堤の部分もよく分かりません。必要であれば、谷の地形に造るといことが分かり易いように、イメージ図を差し替えますが、どうでしょう。

(委員長)

新しいイメージ図に変えても良いと言うことですが、どうでしょう。

(委員)

私は技師ではないので、よく分からないのですが、専門委員さんがこの図で良い、とおっしゃるのなら、それで結構です。

一般的に説明文と図は、合致しているものと思いますので、図があるとどうしてもこうなると思い込んでしまいますから。

(副委員長)

この図では、確かに堰堤が分かりにくいと思います。谷であれば、比較的傾斜の急な所が多いですが、この図では縦断勾配も小さいです。必ずしも我々が選んで来た候補地群から言えば、少し違う気もします。

前々回、白浜の最終処分場を見学しましたが、小さな堰堤がありました。ああいうものも出て来ますし、横ももう少し切り立った方が、実際のものに近づくとと思います。ですから、今想定している処分場とイメージ図は異なると言えます。

私は、もしここで図を差し替えるのであれば、かなり正確なものに替える必要があると思います。しかし、それは現段階では無理があると思うので、あまり拘りません。

(委員)

私も、協議会が処分場を谷に造る、ということはこの図で十分分かるので、わざわざ差し替える必要はない、と思います。

(委員長)

では、わざわざ差し替えなくても、このままの図でいく、ということにしたいと思います。

19ページの環境負荷の文章については、多くの方が読んで分かり易いようなものに、副委員長が作成中ですので、よろしくお願いします。

(委員)

18ページの(1)情報公開の部分で「学識者・専門家を交えた、基準作成・・・」ですが、「住民や学識者・専門家も交えた・・・」とする方が分かり易いのではないですか。

(委員長)

「住民」の文言を入れるということですね。これは非常に大事なことです。いかがですか。では「住民や」という文言を入れることにします。

続いて、20ページ「3第2段階の絞り込みにおける留意事項」、21ページ「4最終処分場の運営等についての要望事項」に移ります。

(委員)

21ページ「(2)地元住民との信頼関係の形成」の「地元住民」は限定しすぎているので、もう少し広い意味での住民として、地域住民とかいう表現にしてはどうでしょうか。地元というと最終処分場がある地元、というイメージがあります。信頼関係というのは地元だけでなく、もう少し広げた住民との間に必要だと思います。

それから「(3)行政の指導」の所で「県及び市町村は、事業主体の取り組みに対して、連携して支援に努める」とありますが、事業主体に市町村が参加するのに、支援という表現で良いのかどうか、県であれば支援ですが、市町村の場合どうかなという感じがします。

(委員長)

まず、最初の「地元住民」の用語について、少し狭いので「地域住民」という言葉に変えたらどうか、という提案です。

(委員)

「地域住民」にすると、紀南地域の地域と重なってしまうので、他の適切な表現にする方が良いです。18ページで先程加えた「住民」は「地域住民」のことを意味します。この「地元住民」は、おそらく最終処分場が現に運営されている場合の住民ですから「地元住民」になっています。「(1)循環型社会推進体制の構築」では、「地域内の住民」という言葉が出てきますし、(2)で「地元住民」に変えています。同じ住民という言葉でも、地域が限られてきています。ですから、地域住民は使えません。

(委員)

「周辺住民」はどうでしょう。

(委員)

「関係住民」は。

(委員)

「関係住民」というのは、地権者のことを言いますね。

(委員)

私は「地元住民」で良いと思います。

(委員長)

私もこの場合は「地元住民」が適切だと思いますので、このままの表現にしたいと思います。

それから、もう一つの提案は「支援」という表現ですが、どうでしょう。

(委員)

単純に考えて、事業主体は市町村が出資していても、別個の法人格を持った団体ですので、支援で良いと思います。

(委員長)

よろしいですか。市町村が事業を行うのではなくて、別個の団体が事業を行いますので、支援ということにします。

(委員)

事務局にお尋ねします。行政の支援というのは、経済的支援のことを言っているのですか。事業主体が独立採算を採るのですか。全国的に第三セクターというのは、財政が行き詰まって破綻しているケースがあります。

支援というのは、経済的な支援も行うということですか。

(事務局)

支援というのも、幾通りかあります。

ここで言う支援は、前回の答申にもあるように、事業主体が循環型社会の構築を目指して、発生・排出抑制や減量化・資源化、資源化品目の統一などソフト事業を行ったり、またごみ減量会議や第三者機関を設置していく必要があります。ですから、事業主体が行う取り組みに対し、市町村が協力したり、また住民への働き掛けも必要になりますから、そういった支援がまず第1と考えています。

あるいは、心配されている経済的な支援も必要な場合もあります。ですから、総合的な支援です。

(委員)

20ページの「(2)合意形成を円滑に行うための方策」の最初の「住民が構成員・・・」とありますが、この「住民」は、5カ所に候補地が絞り込まれた段階ですので「地元住民」の意味ですか。5カ所の住民の方だけなのか、地域全体の住民が参加するのか、明確にする必要はないですか。

それと5番目が関係してきます。もし、最初の住民が狭い意味で、5カ所の住民だけであれば、5番目はむしろ書かない方が良く、広い意味で地域内の住民を意味するのであれば、5番目の表現を残しておいても良いと思います。

この段階では、どちらを意図しているのかを使い分けしておく必要があると思います。

(委員長)

あえてどちらが良いのか、提示して下さい。

(委員)

5カ所に限定しているのなら、5カ所の方を呼ばない訳にはいきません。

その箇所だけに限定する必要もありません。あえて「地元住民」としていないのは、地域全体を意味しているのでしょうか。地域住民の中に、5カ所の住民の方の参加が前提ということが確認されれば、住民という表現で良いと思います。

(委員)

今の指摘は、一番重要な事項だと思います。

私は5カ所に絞り込まれた段階で、地元の住民の方が参加すべきだと思います。同時に遠く離れた地域の地元には関係しないが、広域内の一般の住民の方も何人が参加することが重要だと思います。

5カ所に絞込んだ段階で、こういった形で住民を参加させるか、については議論していませんので、何とも言えませんが、5カ所の地元の住民の参加は必要ですし、地元以外の地域の住民の参加も必要です。

(委員長)

基本的なご意見です。文章としては、こういった表現が良いでしょうか。

住民について、先程からの意見を基本に考えておくが、文章としてあえて修正せずにこのままにするのか、「住民」の表現を具体的にするのか、いかがですか。

(副委員長)

多分ここは、今の意見を考慮して、書きにくいのでこの表現になっていると思います。

1番目は基本的なことです。2番目は委員会の具体的なことです。

もし明示するのであれば、2番目に「委員会に参加する住民は環境問題、ごみ問題に関心ある方を優先すること。また地元住民を参加させること。」になるのかな、と思いますが。地元の方に入って頂きたい、という意向を示す必要があります。

(委員長)

地元住民プラス地元以外の地域の住民にも参加して頂く、ということが委員会の共通認識になりましたが、これを表現するのは難しいために、この段階では、このままの「住民が構成員として参加・・・」という表現にしておく、ということにします。

2番目に、地元住民を明記するという点については、どうですか。

(委員)

「関係住民」という表現は、どうですか。関係住民は、近隣の方と遠隔地の地主さんとかも入りますし、地域振興に関係する方も入るという意味もあるので、どうでしょうか。

(委員長)

「住民」を「関係住民」ではどうですか、という意見です。

(委員)

川の水域とかということもありますので、谷に造るということであれば、下流の人も関係しますから、地元だけとは言えない気がします。ですから「関係住民」としても良いと思います。

(委員)

「関係」と言えば、あまりにも広域になり過ぎるのではないかと危惧します。具体的な表現にすれば良いと思いますが、良い表現がなければ「住民」で良いと思います。

(委員)

おそらく全国で最初のケースになる大きな取り組みです。

我々は、十分住民参加について話し合っている訳でもないのに、ここでは具体的に書かない方が良くと思います。私個人としては、地元住民という表現を入れることが望ましい、と思うのですが、単にそれだけでは、すまない問題もあります。物理的に考えても、広域な地域ですから、候補地が海辺であったり、山の中になるかも知れません。そんなことから理想としてやれることと、現実的に難しい問題があると思いますので、ここではあまり具体的に書きすぎる必要はないと思います。

この段階では、十分協議した上で、地元住民の参加をどうするか、といった形を取れば良いと思います。ここで拘束されると、新しい発展がかえって損なわれる可能性もあると思います。決して後退的な考えではなく、よく書けていると思います。

ですからそういった精神を大事にして、可能性のある条件と関係で、出来るだけ発展的な仕組みを考えれば良いと思います。

(委員長)

関係とか流域とか周辺とか、いろいろな表現はありますが、あまり限定した用語ではなくて、「住民」という表現にしたいと考えますが、よろしいですか。

5番目の表現の取り扱いは、このまま残しますか、どうでしょうか。

このまま残しますか。

(委員)

5カ所になった段階で、これがあれば場合によっては、拒否権になりかねないと思います。でも全く無視することも出来ません。

(副委員長)

あえてこの段階で書いているのは、意見に基づいて書いているのですが、考え方としては利害の主張を明確に出せと、判断は別にして考慮はします、ということです。

すなわちこういった事は、5カ所の段階で必ず出てくる事ですから、それを言うならおおっぴらにして下さい、ということです。ですから、あえてこの文章を書いているということ

です。

(委員)

配慮の前に、「一定の」といった語句を加えるとどうですか。

(副委員長)

配慮という言葉は、受け入れるという意味ではないです。端的に利害関係に係ることについては、きちっと漏れなく情報を集めるように留意しなさいと、事業主体に言っていることです。

(委員長)

配慮という言葉を変えた方が良くも知れませんが。

(委員)

ページの一番上の行に、より詳細な調査に基づく総合評価を実施し、地元住民や関係団体等との合意形成を果した上で、建設用地を決定する段階である、と書いていますから、先程の住民の話もこれを受けているし、配慮というのもこれを受けています。

合意形成を果す上での方策であるから、別に残しても問題はないと思いますが。

(委員長)

では、この文章を残すとして、「配慮」を「留意」ぐらいの表現にしたいと思います。

本日は、本当に長時間に渡っての検討ありがとうございました。今日は、久しぶりに早く進むのではないかと期待をしていたのですが、この委員会は5時前後まで掛かるという委員会でした。本日の委員会も例外ではなかったということです。

最後に総括的な意見はありませんか。なければまとめに入りたいと思います。

本当に、懇切丁寧に審議を頂き、ありがとうございました。まだじっくり読みますと、誤字、脱字などがあると思います。もしあれば、3月28日に協議会に答申したいと考えていますので、事務局の方に23日までに、申し出て下さい。最終的には、私と副委員長と事務局で検討して、答申を作成したいと思います。なお、委員会は実質的に今日が最終ですので、修正は誤字、脱字に限定します。

今日、答申の中味について議論を行って頂きましたが、最終版は答申後に各委員さんにお渡ししたいと考えています。

28日当日は、遠隔地の委員さんにはご無理をお願い出来ませんので、強要は出来ませんが、田辺市に近い委員さんの出席を是非お願いしたいと思います。

それでは、以上をもって本日の委員会を閉じたいと思います。冒頭にも申し上げましたが、2年間いろいろとありがとうございました。私の不手際もありまして、皆様には大変ご迷惑をお掛けしました。

この答申は、県民の方や後世の方が評価することではありますが、大変素晴らしいものだと自負しています。これもひとえに公募委員の方、専門委員の方の熱心な検討の賜物と思っています。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

いずれにしましても「100年経っても美しい紀南」の実現のために、この答申が少しでも役立てればと祈念しています。

これで委員会を閉じさせて頂きます。本当に永い間、ありがとうございました。